成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークについて(案)

資料3－2

地域連携ネットワーク推進会議

（旧広島市成年後見制度利用促進検討会議）
設置主体・事務局：広島市健康福祉局

＜主な協議内容＞
・専門職団体や関係機関の連携強化策等に関すること
・チームへの支援体制に関すること
・中核機関の運営に係る重要事項に関すること
・その他権利擁護支援に関すること　など

チーム編成支援

地域の相談支援機関

[区厚生部地域支えあい課・
福祉機関(地域包括支援センター・障害者基幹
相談支援センターなど]

見守り・気付き

相談

申立てを行うべきか
判断に迷った場合など

区への
市長申立て要請
など

広島家庭裁判所

後見人等として選任

チーム

地域の関係者

（家族・町内会・ケアマネ・かかりつけ医・
民生委員・金融機関など）

後見人等　本人

ケース検討会議

地域ケア会議等を活用した
複雑な事案の検討
（専門的助言を要するものなど）

「かけはし」等の
利用検討

見守り・気付き

専門職団体

弁護士会・司法書士会・
社会福祉士会など

社会福祉協議会（市・区）

かけはし（日常生活自立支援事業）
こうけん（法人後見事業）
市民後見人養成事業（広島市委託事業）

広島市成年後見利用促進センター（中核機関）

・令和3年10月に設置（国の第一期基本計画が5か年であることに対応）
・設置運営主体：広島市（国の第一期基本計画に基づき、市町村が担う）
・市社協へ業務委託し実施

＜主な業務内容＞
【令和3年度～】
・広報（制度の周知・啓発）
・相談対応（市民等からの相談受付・ケース検討会議へのアドバイザー（弁護士・司法書士・社会福祉士）派遣）
【令和4年度～】
・制度利用促進（後見人等候補者（市民後見人に限る。）の調整）
・市民後見人等支援（後見人等への福祉的助言）　など

アドバイザー派遣

アドバイザリー契約